

日本心理劇学会会則

制 定 1995 年 12 月 2 日

改 正 2006 年 12 月 3 日

改 正 2015 年 12 月 5 日

改 正 2020 年 10 月 25 日

改 正 2021 年 12 月 5 日

改 正 2022 年 12 月 11 日

名 称

第 1 条 本会は日本心理劇学会と称する。心理劇とはサイコドラマ、ロール・プレイング、ソシオドラマ、プレイバック・シアター等即興劇的技法やアクションメソッドを用いて行なう治療的、教育的集団技法の総称である。

第 2 条 本会の事務局は理事会が決定した場所に置く。詳細は細則に別に定める。事務局は事務局担当理事がこれを統括する。

目的および事業

第 3 条 本会の目的は次の通りである。

1. 心理劇に関する研究の推進.
2. 心理劇の技術の向上.
3. 心理劇に関する専門家の育成と交流.
4. 心理劇実践の拡大と啓発.
5. 日本国内の関連諸学会との連携・協力.
6. 国際集団精神療法学会サイコドラマ部門との連携・協力. 第 4 条

本会は前条の目的を達成するため次の事業を行なう。

1. 会員の研究の促進を目的とする年次大会の開催.
2. 会員の資質と技能の向上をはかるための研究会・研修会・ワークショップ等の開催.

3. 会員相互の連携・協力および情報交換のための諸活動.
4. 資格認定に関する事業.
5. 学会誌の発行
6. その他

会 員

- 第5条 1. 本会の会員は正会員，準会員，賛助会員及び名誉会員とする。
2. 名誉会員は心理劇の発展，研究に貢献し業績のあった者のうち理事会の推薦を受け，総会において承認を得たものをいう。名誉会員は会費の納入を免除される。
3. 本会の会員で年度会費が3年間未納である場合は，常任理事会の承認をもって退会の扱いとする。
4. 所定の期日までの年度会費未納者は，当該年度の学会誌の発送を停止する。
- 第6条 正会員は次の何れかの要件を満たし，正会員の推薦を得たものとする。
1. 心理劇技法を用いて治療，教育，福祉，矯正，産業等の分野において，活動に2年以上従事しているもの。
 2. サイコドラマティスト，ソシオドラマティスト，ロールトレーナー等，国外の資格の取得者。
- 第7条 準会員は，上記要件に満たないが心理劇に関心を有し，将来会員となり得るもので，その期間は原則として2年とする。
- 第8条 賛助会員は，本会の趣旨に賛同し目的及び事業に協力する病院，施設等の諸団体および個人。
- 第9条 会員 正会員，準会員，賛助会員の入会は常任理事会の承認を経て，別に定める会費を納入した後，会員として登録される。
1. 正会員の入会を希望するものは本会の正会員1名の推薦により，本会所定の申込用紙に所要事項を記入して事務局に申し込むものとする。
 2. 準会員および賛助会員の入会を希望するものは，本会所定の申込用紙に所要事項を記入して事務局に申し込むものとする。

3. 準会員から正会員に変更するものは第9条1項の正会員入会に準じて手続きを行う。

第10条 会員は本会の定める倫理規定を遵守しなければならない。倫理規定に反する行為があった場合は、理事会の決定により除名処分になる場合がある。第11条 正会員は別に定める細則により、心理劇ディレクターの認定資格を得ることができる。

総会第12条 総会は正会員、準会員をもって組織され、会の重要事項を審議する。

第13条 1. 総会は年1回開催される他、理事会が必要と認めた時に開くことができる。
2. 総会は正会員の10分の1以上の出席、並びに委任状によって成立する。
3. 年次大会総会の議長は大会長がその任にあたる。
4. 会議の議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

年次大会

第14条 1. 本会の会員の学術的発展・交流のため年次大会を年1回開催する。
2. 大会長は理事会の決定により理事から選出される。
3. 年次大会は理事会の決議に基づき、年次大会長が招集する。

組織と運営

第15条 本会は次の役員を置く。

理事若干名および監事若干名を置く。第16条 理事は会員の中より選挙によって選出される。第17条 理事の互選によって理事長をおく。理事長は日本心理劇学会理事長として本会を代表する。理事長は、理事会、常任理事会の議長の任にあたる。議長が欠けたとき又は理事長に事故があった場合は、事務局長を職務代理者とする。監事は正会員の中から理事会の決議を経て総会において承認される。監事は本会の会計を監査し、年次大会の総会の場において報告する。

第18条 1. 理事会は年1回開催される他、理事長が必要と認めたときに開くことができる。
2. 理事会の決議は、全理事の3分の1以上の理事が出席し、出席した当該理事の議決権の過半数をもって行う。

3. 理事は、委任状を理事長に提出して、他の理事を代理人として議決権を行使させることができる。

第 19 条 1. 理事の互選によって常任理事若干名をおく。理事長および常任理事によって常任理事会を構成する。常任理事会は理事会の委託をうけ、本会の運営について執行の任にあたる。

2. 常任理事会は年 4 回開催される他、理事長が必要と認めた時に開くことができる。

3. 常任理事会の決議は、常任理事の 2 分の 1 以上が出席し、出席した当該理事の議決権の過半数を持って行う。

4. 常任理事は、委任状を理事長に提出して、他の常任理事を代理人として議決権を行使することができる。第 20 条 役員の任期は 3 年とする。但し、重任を妨げない。

第 21 条 会員は別に定めるところにより会費を納めなければならない。

会員が会費を滞納した場合に退会したものとみなすこともある。第 22 条 本会には各種委員会および地方別、専門別の部会を理事会の承認を経て設けることができる。第 23 条 本会則は総会の承認なしに変更することができない。

第 24 条 本会の会員資格、学会認定資格、事業およびその運営の明細化をするために、別に細則を設ける。

附 則 1. 本会則は 1995 年 12 月 2 日より施行する。

2. この会則の規定にかかわらず、本会第 1 回の総会により役員が決定するまでの間、理事会の任務を日本心理劇学会設立準備委員会運営委員会が代行する。

附 則 本会則は 1996 年 12 月 8 日から施行する（一部改正）。

附 則 本会則は 2006 年 12 月 3 日から施行する（一部改正）。

附 則 本会則は 2015 年 12 月 5 日から施行する（一部改正）。

附 則 本会則は 2020 年 10 月 25 日から施行する（一部改

正）。附 則 本会則は 2021 年 12 月 5 日から施行する（一部改

正). 附 則 本会則は 2022 年 12 月 11 日から施行する (一部
改正).

細則 1 (1995 年 12 月 2 日制定) 会費に関する細則

第 1 条 本会への入会金は 3,000 円とする.

第 2 条 本会正会員の年度会費は 7,000 円とする.

第 3 条 本会準会員の年度会費は 5,000 円とする.

第 4 条 本会賛助会員の年度会費は 20,000 円とする.

第 5 条 退会後 5 年以内に復会する場合は, 入会金, 推薦書を不要とする.

細則 2 (1996 年 12 月 8 日制定) 専門委員会に関する細則

第 1 条 本会は, 編集委員会, 研修委員会, 倫理委員会, 資格認定委員会, 広報委員会, 国際委員
会, 研究助成委員会を設ける. それぞれ常任理事が委員会を担当する.

細則 3 事務局に関する細則

第 1 条 本会の事務局 (心理劇学会の事務局) を以下の住所におく.

〒 355-0023 埼玉県東松山市六反町 8-6